

令和4年度 第1回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年4月11日(月)					
招集の場所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開閉会日時 及び 宣 告	開 会	令和4年4月11日 午後1時30分	会 長	杉下 和治		
	閉 会	令和4年4月11日 午後2時5分	会 長	杉下 和治		
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏 名	出欠等の別	議席番号	氏 名	出欠等の別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	25番 緒方 信三		1番 廣瀬 孝喜			
出席した 農業委員会職員	事務局長 高田 真之		参事 椎葉 尚宏			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地利用配分計画(農地中間管理事業)の報告について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第7 議案第3号 農地利用集積計画(第4回)の決定について					

開会 午後1時30分

- 農業委員会事務局長（高田 真之君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席下さい。ただいまから令和4年度第1回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。令和4年に入って最初の総会ですけれども、初心忘るべからずで、初心に戻って、頑張っていたきたいと思います。それから、この総会の開催についての通知文ですけれども、下のほうに米印で大きく服装について書いてあります。農委の上着が正装でお願いしますと書いてあります。できれば、毎回、総会のときにはですね、下は最低でもスラックスで、上は紺ジャケットでいいと思いますけど、極力ジーパンは控えるようにして下さい。そのなぜかというですね、やはり聞いた方もおられると思いますけれども、皆さんの財産を扱う機関ですので、やはり正式な格好が、適当ということで、正装となっておりますので、私たちが最初入った頃は厳しく言われておりましたので、その点は、よろしく願います。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** それでは、本日、出席委員は26名全員出席ですので、定足数に達しています。総会は成立しておりますので、これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、25番、緒方信三委員。1番、廣瀬孝喜委員を指名いたします。以上で、日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は、3ページから5ページを御覧下さい。今回は、18件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号50番から53番は、所有権移転のため、申請番号54番は、自作のため、申請番号55番から56番は、経営規模縮小のため、申請番号57番から58番は、第三者貸付けのため、申請番号59番から66番は、経営移譲のため、申請番号67番は、農地中間管理事業貸付けのためとなっております。以上、報告します。
- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

- ◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- 農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は6ページから御覧下さい。今回は4件の届出が提出されております。関連資料につきましては、資料7ページから10ページの農地所有適格法人経営概要表に記載してあります。資料7ページは、令和3年8月1日現在、資料8ページは、令和4年1月1日現在、資料9ページは、令和4年2月1日現在、資料10ページは、令和4年3月1日現在となっております。以上、報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、報告第3号、農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） それでは報告いたします。資料は、11ページから16ページを御覧ください。資料11ページ上段の申請番号8番から資料16ページ下段の19番は、令和4年3月11日に県公告がされた新規の農地中間管理事業による貸借設定です。以上、報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で、報告第3号を終わります。

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。それでは説明いたします。資料は17ページからになります。今回は3件の審議をお願いします。

申請番号1番ですが、資料は18ページから25ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は町外の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で、地目は台帳現況とも畑です。面積は、1,100平米となっております。移転する契約としては、贈与による所有権移転です。譲受人は、申請地に、大根やキュウリ、白菜などの野菜を栽培される予定です。

次に申請番号2番ですが、資料は26ページから33ページになります。譲渡人は、町外の個人、譲受人は、町内の個人の方です。移転する土地としましては、2筆で、地目は台帳現況とも畑です。面積は合計1,158平米となっております。移転する契約としては、売買による所有権移転で、総額50万円です。譲受人は、申請地に、トマトやナスなどの野菜を栽培される予定です。

次に申請番号3番ですが、資料は34ページから41ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、一筆で、地目は台帳現況とも畑です。面積は435平米となっております。移転する契約としては、売買による所有権移転で、総額2万円です。譲受人は、申請地に、ピーマンやナス、大根などの野菜を栽培される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしくをお願いします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第3班の現地調査がありましたので、申請番号1番の案件について、7番委員の城本委員より、申請番号2番の案件について、18番委員の的射場委員より、申請番号3番の案件について、11番委員の濱田委員より報告をお願いします。

○7番委員（城本 康志君） 報告します。7番委員の城本です。午前中現地を調査いたしまして、譲渡人が町内の方、譲受人が町外の方です。場所としましては、上地区になります。事務局の説明のとおりでございますので、なんら問題もありませんので、審議方よろしくをお願いします。

○18番委員（的射場 洋一君） 18番委員の的射場です。申請番号2番の案件について現地調査の結果を説明いたします。資料は26ページから33ページです。33ページの地図を御覧下さい。場所は旧免田中学校、現在のあさぎり町生涯学習センターの南側になります。県道の多良木相良線から入った所になりま

すが、譲渡人が、町外の方、譲受人が町内の方となっておりますが、この譲受人の方が、現在も耕作管理をされておりまして、御自身も土地のすぐ隣に住居を構えられているということですので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願います。以上です。

○11番委員（濱田 定武君） はい11番の濱田です。申請番号の3番について御説明申し上げます。資料は34ページから41ページまででございますので、40、41ページの図面を見ていただきたいと思っております。県道多良木相良線を免田方面から、深田の方へ入ったところの集落内に介在する農地でございますが、現況につきましては現在野菜、ネギ等が作られておりました。管理もよくされておりまして、別に何ら問題はないと思います。御審議の程よろしく願います。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号1番の案件についてですが、申請人の譲渡人が、16番委員の中村委員本人ですので、審議の時間、退出いただきたいと思っておりますので、16番委員退出をお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号1番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。それでは審議が終了しましたので、16番委員の入室を許可します。次に、申請番号2番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号2番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号3番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号3番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号3番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。議案第2号、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は42ページからになります。今回は4件の審議をお願いします。

申請番号1番ですが、資料は43ページから53ページになります。譲渡人、譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は台帳現況とも畑で、転用面積が1,187平米のう

ち、102平米となっております。移転する内容としては、5年間の使用貸借権です。転用の目的は、進入路です。46ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している道路には、上下水道管が2管理設されており、500メートルの範囲内に、あさぎり中学校やあさぎり歯科クリニックがある第三種農地で、進入路への転用は可能です。49ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号2番ですが、資料は54ページから64ページになります。申請番号1番との隣接地になります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は台帳現況とも畑です。転用面積は206平米のうち、60.5平米となっております。移転する内容としては、永年間の使用貸借権です。転用の目的は、進入路です。57ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、その集落に居住する者の業務上必要なものとなり、進入路の転用は可能です。60ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号3番ですが、資料は65ページから75ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は台帳は田、現況は畑で、転用面積が803平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、総額25万円です。転用の目的は、観光農園駐車場です。現在、砂利を引いておまして、こちらのほうに始末書を提出されております。68ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある。第1種農地ですが、その集落に居住する者の業務上必要なものとなり、観光農園駐車場への転用は可能です。70ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号4番ですが、資料は76ページから86ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は、町内の法人の方です。転用する土地としましては、一筆で、地目は台帳現況とも畑で、転用面積が240平米となっております。移転する内容としては、売買による所有権移転で、総額30万円です。転用目的は資材置場です。80ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、県道多良木相良線と国道219号線の元五差路の交差点から深田方面へ約300メートルのところにある、二子地区の集落内にあります。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の生産性の低い農地にある第2種農地で、資材置場への転用は可能です。83ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第3班の現地調査がありましたので、申請番号1番の案件と2番の案件は関連がありますので、16番委員の中村好文委員より、申請番号3番の案件について、7番委員の城本委員より、申請番号4番の案件について、22番委員の北川委員より報告をお願いします。

○16番委員(中村 好文君) はい、16番委員の中村です。農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番と2番の案件について、午前中現地調査の結果を報告します。資料は、43ページから64ページになります。46ページを御覧下さい。場所は、あさぎり歯科クリニックより、南東へ350メートル、あさぎり中学校から北西に400メートルの所になります。譲渡人と譲受人は、どちらも町内の方で、

申請番号2番は、親子関係になっております。牛舎へ行くための、現在の道路が狭いために、隣接の2筆にまたがって進入路を作られるそうです。どちらも使用貸借をされて、別に問題はないと思います。皆様の御審議方よろしくお願ひします。以上です。

○7番委員（城本 康志君） 7番委員の城本です。午前中調査してきました。農地法第5条の規定による許可申請書の件です。譲受人、譲渡人、共に町内の方です。資料は66ページから御覧下さい。位置的には、何も目ぼしいものはありませんが、竹野地区の百太郎の上です。その上に、観光農園として、イチゴを栽培されておりまして、順番を間違えられましたけれども、始末書が出ておりまして、事前着工されておりまして、別に問題はないと思いますので、皆さんの寛大な心を持って審議をお願いいたします。以上です。

○22番委員（北川 浩臣君） 22番委員の北川です。農地法第5条の規定による申請について、申請番号4の案件で、午前中現地調査の結果を報告いたします。資料は、76ページから86ページになります。80ページを御覧下さい。場所は、五差路の犬童病院から北へ300メートル、県道多良木相良線から西へ30メートルになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は町内の法人の方です。申請地は、譲受人が、一昨年資材置場にした隣接地で、資材置場を拡大することです。譲渡人が高齢で、耕作が難しくなり、遊休農地化する可能性があるのでは、特に問題はないと思います。皆様方の御審議の方よろしくお願ひします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農地法第5条の規定による、許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号1番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号1番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号1番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号2番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○13番委員（恒松 純生君） はい。13番恒松ですけれども、60ページの事業の目的及び必要性というところですが、肉用牛繁殖の子牛販売しており近くの市場で出荷しているが、令和5年度から市場廃止になり熊本益城に出荷することに至って、大型荷物車で運ばなければならなくなりましたと書いてありますけれども、これはまだ決定していないんですけれども、その決定したこととして書いてあるが、まだ市場の球磨畜協の組合員の総会もまだないんですけれども、決定しておりませんけれども。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい、御指摘のとおり、まだ今からの話、決定ではないですね。今後そのようになるかもしれないというところから出されて、ただ、今これにならなくてもですね、今現在、図面の56ページを見ていただいてもよろしいですか。56ページか57ページでもいいんですけど、下の方に左から右の方にですね、もともとの道があるんですけど、ここは2メートルぐらいですね、ここに宅地のブロック塀とかがありまして、軽トラックがやっとぐらいで、ちょっと大きな車がもう通れないというところで、この先に、右側のほうに、牛舎があるんですけど、そちらにどうしても今でも使えないというところで、いずれそういうふうになるかも、予定といいますかまだ決定ではないんですけど、そういう計画でやるということをお願いしたいということでした。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいですか。はい。他にありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号2番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号2番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号3番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号3番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号3番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号4番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号4番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号4番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第7 議案第3号 農地利用集積計画（第4回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第3号、農用地利用集積計画（第4回）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は88ページから御覧下さい。資料88ページ上段の申請番号208番から107ページ上段の245番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。107ページ下段の申請番号246番から110ページ上段の247⑤番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。資料110ページ下段の申請番号248番から、資料119ページ上段の265番までは、新規の賃貸借権の設定です。資料119ページ下段の申請番号266番は、新規の使用貸借権の設定です。資料120ページ上段の申請番号267番から、資料122ページ上段の271番までは、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は、123ページを御覧下さい。今回の申請は8件で、申請番号22番から24番は、相手方の要望により、熊本県農業公社が買入れするものです。申請番号25番から29番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格は、全て10アール当たりの価格になります。申請番号22番の買入れ価格60万円。申請番号23番の買入れ価格60万円。申請番号24番の買入れ価格60万円です。申請番号25番の売渡し価格82万円。申請番号26番の売渡し価格、71万7,500円。申請番号27番の売渡し価格、51万2,500円。申請番号28番の売渡し価格、71万7,500円。申請番号29番の売渡し価格、71万7,500円です。以上の件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。124ページから128ページにかけて、申請地位図、利用権設定等状況一覧表と、農用地利用集積計画総括表を載せております。なお、申請位置図は、22番から24番の農地を掲載しております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第4回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。これから、議案第3号、農用地利用集積計画（第4回）についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 御起立願います。礼

閉会 午後2時5分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年5月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 25番 緒方 信三

あさぎり町農業委員会 署名委員 1番 廣瀬 孝喜